

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第7期第3回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	令和8年5月22日(金) 16時00分 開会 16時30分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎2階 第2会議室
出 席 者 氏 名	田村会長、西岡委員、北守委員、泊り委員、斉藤委員、佐藤委員、 西田委員、林委員、村上委員、佐々木委員
欠 席 者 氏 名	—
事務局職員職氏名	平野町長、那須総務部長、喜來政策推進課長、田口主査、遠藤主事補
議 題	1 自治基本条例の見直しに係る検討及びスケジュールについて 2 自治基本条例の見直しに係る議会への意見照会について 3 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】諮問文書 【資料2】自治基本条例の見直しについて 【資料3】条例全文 【資料4】議会への照会文
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
田村会長	お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 只今から、第 7 期美幌町自治推進委員会の第 3 回推進委員会を開催いたします。 まず、先々月ですね、3 月に開催しました第 2 回自治推進委員会ですけれども、私会長の職をいただいておりますが、都合が合わず欠席とさせていただきますで、大変申し訳ございませんでした。 前回から出られた方と、今回から参加いただく方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介させていただきます。美幌町商工会議所青年部の団体推薦で今回参加させていただいております田村英樹と申します。仕事としては、美幌にある株式会社道和建设という建設会社の常務取締役をやっております。町民としては子供が三人おりまして、小三の女の子と、小一の男の子と、あと二歳の女の子の父親でございます。 これからですね、この年度は、自治基本条例の見直しの年度ということでありますので、回数も多くなっておりますが、よろしくお願いいたします。 前回の会議録を読ませていただきましたが、前回は非常に白熱した議論をされたようで、とても出席させていただきたかったというところでございますけれども、これからよろしくお願いいたします。 以降は着座で進めさせていただきます。 では、この会議につきましては、「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」第 3 条の規定により公開されます。ただし、美幌町情報公開条例に定める非公開情報ですとか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。 そして、会議終了後、速やかに会議録を作成することになりますが、会議録の公開につきましては、その写しと会議資料を町ホームページにも掲載いたしますのでご了承願います。 はじめに、委員の変更について、ご報告させていただきます。 公募により選任されておりました佐藤委員が、一身上の都合により美幌町自治推進委員会委員辞任の申し出がありました。 後任の委員については、佐々木将明様が公募で選ばれましたので、委嘱状の交付をさせていただきましたことを報告させていただきます。 続きまして、美幌町附属機関に関する条例第 7 条の規定で、委員会に会長と副会長を置くことになっておりますが、副会長を担っていただきました佐藤委員が 3 月末で辞任されましたので、再度選任したいと思います。 選任の方法につきましては、委員が互選することとなっております。 それでは、副会長の選出でございますけれども、委員の皆様の中で自薦あるいは他薦がございましたらお願いしたいと存じます。 いかがでしょうか。
佐々木委員	事務局案ございましたら、お願いいたします。

事務局（政策課長）	はい、事務局としましては、西岡委員に副会長をお願いしたいと思っております。
田村会長	ただいま、事務局案提示のご提案をいただきました。 それでは事務局案ですが、副会長は西岡巖様をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。 一同了 ありがとうございます。 それでは、副会長を西岡巖様をお願いしたいと思います。 恐れ入りますが、副会長の席へご移動をお願いします。 席移動 続きまして、次第の３の「町長からの諮問」です。 事務局、お願いします。 （平野町長より田村会長へ諮問）
平野町長	私から一言、皆様にご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。 改めまして、皆さん、こんにちは。 本日は、お忙しい中、第７期になります、美幌町自治推進委員会の第３回の会議にご出席をいただいたことを心からお礼申し上げます。 ただいま、田村会長に諮問させていただきましたが、その諮問内容の補足と、自治基本条例についてのお話をさせていただきたいと思います。 この自治推進委員会として、主に関わっていただく自治基本条例は、平成 23 年 3 月 18 日に制定いたしまして、平成 23 年 4 月 1 日から施行しているところであります。 この条例は、町民、議会及び行政が、美幌町の自治を確立するに当たっての基本的な考えを規定しているもので、この条例を守り育て、実効性を高めるために、町長の附属機関として皆様方が出席いただいております「美幌町自治推進委員会」を設置させていただいております。 この自治基本条例の中に、「条例見直し」の規定を定め、各条項が、この条例の理念を踏まえて、本町にふさわしく社会経済情勢に適合しているかを検討することとなっております。 条例見直しに係る検討を、諮問を今回させていただいたわけではありますが、この「自治推進委員会」では、自治基本条例をどう推進していくか、どう見直しをかけるか、時代にそぐわないものは直していただき、こうしたルールを含めたらどうだろうか、などを議論や協議をいただいて、条例の付け足し、ルールの変更などをしていただき、ぜひこの条例を育てていただきたいと思います。 限られた時間ではありますが、協議や検討をしていただき、委員の皆様のお

	知恵をお借りしながら、美幌町がこれからも将来に向かって、皆様にとって住みやすい町になるようお願いまして、私からの挨拶と、今回諮問にあたっての内容の説明とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。
田村会長	なお、平野町長におかれましては、他用務がございますので、ここで退席させていただきます。
平野町長	これで退席しますけれどもどうぞよろしくお願いいたします。 〈議題 1 自治基本条例の見直しに係る検討及びスケジュールについて〉 〈議題 2 自治基本条例の見直しに係る議会への意見照会について〉
田村会長	次に、議題に入らせていただきます。 議題の一つ目「自治基本条例の見直しに係る検討及びスケジュールについて」と議題の二つ目「自治基本条例の見直しに係る議会への意見照会について」を一括して事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	それでは、事務局の方からご説明をさせていただきたいと思います。 まずですね、当初、政策統計グループ主査の佐藤が、事務局として関わらせていただいておりますが、本日不在のため、私は政策統計グループ主査の田口と申します。 代わりに本日参加させていただきます、ご説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず、資料の 1 をご覧いただければと思います。 こちらですね、先ほど町長から田村会長へお渡しをさせていただきました、諮問書の内容になってございます。 こちらですね、記載のとおり、今回自治推進委員会委員の皆様にはですね、条例の見直しについて、ご依頼をさせていただいたものとなります。 この内容に沿いまして、皆様には、条例の見直しについて、ご議論をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、資料の 2 をご覧ください。 こちらには、今後議論を進めるにあたって、まず、これまでの議論の振り返り、そして今後の進め方について記載してございます。 今後のスケジュールも合わせてご説明をさせていただきたいと思います。 まず、資料の上の部分になりますが、こちらには、これまでの令和 6 年度、7 年度の会議の議論の経過について整理させていただいているところでございます。 まず、こちらの議論の中で挙げられた、主な意見としましては、パブリックコメントで、多くの町民の皆様からご意見をいただくための手法について、そしていただいたご意見を計画または町の施策にどう反映していくかといったその反映の状況についての周知不足などといった、パブリックコメント、意見聴取を主に、多くのご意見をいただいたところでございます。それらいただきました意見を踏まえまして、右側に記載をしてございますが、今年度令和 8 年度条例の見直しの議論を進めていく上で

	のポイントを整理させていただいております。 まず、1 つ目としましては、こちらはこれまでの見直しの際もポイントとしていた内容でございますが、前回の見直しの議論を行いました、こちら令和 4 年度になりますが、令和 4 年度から今現在まで、社会情勢で変わっている部分等があれば、そういった現在の社会情勢に適合しているかというところをポイントにおいて議論を進めていきたいと考えてございます。 次に、2 つ目としまして、こちらは今ご説明をさせていただきました、これまでの議論で挙げられた意見を踏まえてということでございますが、我々行政から町民の皆様への意見聴取の手法、そしていただいた意見の反映結果の周知などと言いました、そういったあり方について、しっかり議論を進めていきたいと考えてございます。 最後、3 つ目としまして、こちら1 つ目と同様で、これまでの見直しでも行っているところでございますが、条例の内容につきましては、議会に関する内容もございますので、町の議会からも意見をいただき、議論を進めていきたいと考えております。 これら3 つのポイントを踏まえまして、令和 8 年度条例見直しの議論を進めてまいりたいと考えております。 続きまして資料の中段には、今後の進め方、そしてスケジュールを記載してございますので、こちらをご覧くださいと思います。 条例の見直しにつきましては、この自治推進委員会のほか、役場庁舎内で庁内推進委員会というものを設置してございまして、こちらでは自治推進委員会での議論の共有というのが主な内容にはなりますが、こちらの庁内でも推進委員会を設置しまして、協議議論をしていくこととしております。 また、右側の議会につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、議会からもご意見をいただきながら、見直しの議論を進めていきたいというふうに考えてございます。 次に、スケジュールでございますが、こちらの資料の下部分にそれぞれ庁内推進委員会・自治推進委員会・議会ということで記載してございますが、こちら真ん中赤枠で囲った部分が自治推進委員会のスケジュールとなっております。 すいません、こちら資料の方ですね、本日の会議第 1 回となっておりますが、第 3 回の誤りでございまして、以降 4 回、5 回というふうに進むこととしております。大変申し訳ございません。 本日、第 3 回の自治推進委員会につきましては、記載のとおり町長からの諮問と、あと今後の進め方についての説明をさせていただくこととしておりまして、以降、次回会議は 7 月を予定してございますが、条例の検証、見直しについての議論を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。 こちら、10 月の会議でございますが、10 月までには見直し、条例の改正について行ふべきかどうかというところの結果を出すことを予定してございまして、10 月までの会議でその結果を出すことといたしまして、11 月の推進委員会で、本日、町長から諮問させていただきました条例の見直しについて、その回答・結果を町長に答申をする流れで進めたいと考えております。 進捗状況にもよってしまいますが、現時点では、11 月まで本日の会議を含めまして、合計 5 回の会議を開催したいと考えております。 また、参考までに、庁内推進委員会、そして議会の対応についてのスケジュールも記載しておりますが、今回、条例の改正を行うと決まった際につきましては、資
--	---

	料の右側に記載しておりますが、12 月から、この条例改正に関するパブリックコメントを実施しまして、町民の皆様からご意見をいただき、そして来年 3 月の定例会の方で、この条例改正の内容を提案させていただくといった流れで進めたいと考えているところでございます。 以上、自治基本条例の見直しに関する検討、そしてスケジュールについてのご説明をさせていただきました。 最後に、本日お配りしております資料 3 をご覧いただければと思います。 こちらのご説明をさせていただきたいと思いますが、こちら現行の美幌町自治基本条例の全文を掲載したものでございます。 こちらボリュームのある資料となっておりますが、こちらに記載をされている全文の内容について、先ほどご説明した 3 つのポイントに沿ってですね、議論を進めていきたいと考えておまして、こちらの右側にはメモ欄を掲載してございますが、こちら皆様、本日会議終了後ですね、次回の 7 月の会議までの間、内容をご確認いただき、もし気になる部分等がございましたら、そのメモ欄のほうに記入をいただくといった形でこちらの資料をご活用いただければと考えてございまして、それで次回 7 月の会議からはですね、この条例の見直しに関する検証ということで議論を進めていくこととしておりますので、その次回の会議までに全て確認を終えていただくということではございませんが、7 月の会議では、それまでに確認いただいた内容だけでも構いませんので、もし気になる点などございましたら会議の中でご発言いただいでですね、議論を進めさせていただければと考えておりますので、お忙しいところ大変申し訳ございませんが、次回会議に向けて、そういった確認の作業というところを進めていただければと思っております。 もう一点ですね、資料 4 こちらの方もご覧いただければと思います。 こちらはですね、先ほどご説明もさせていただきました、議会にも、意見を紹介、確認を進めるというところで、こちらの議会に、その紹介をする際の文章ということで、こういった内容で議会の方にも、意見を求めながら進めていきたいと考えてございますので、ご参考までに、この紹介文を資料として添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。 以上、事務局の方から議題 1、2 の説明をさせていただきました。
田村会長	ありがとうございます。 事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はありませんか。
田村会長	資料 2 の美幌町自治基本条例の見直しについて、これまでの議論の経過の中には、パブリックコメントに関する意見が多く挙げられているかと思うんですけども、前回の 3 月に行った会議録でも、どのように町民から広く意見を集めるのかとか、そういった部分が議論中心になっていたかと思うんですけども、今回、美幌町自治基本条例の見直しをする中で、例えば、この令和 7 年度の意見として、パブリックコメント提出の実名のハードルが高いというところから、じゃあ、今度から匿名にしようというような、例えばですけどなった時に、それがこの自治基本条例の中でどういうふうに反映をさせていくのかという部分について教えていただけますでしょうか。

事務局（政策課長）	はい、そういったご意見をいただいた際にはですね、事務局の方で、それこそ本当にどのように文言として入れるべきか、というのを考えて皆様方にご提示をさせていただいて、それが皆様の思っていることと一致しているかという確認をさせていただければと思います。 ですから、皆さま方にはこういうふうに変えたらいいのではないかとということまで意見をいただいて、実際には事務局の方で落とし込んで、見直しをさせていただくという形になります。
田村会長	今のこの自治基本条例の中のパブリックコメントで言うと、第 3 章の町民参加第 14 条（3）意見公募にパブリックコメント手続きの実施、くらいしか項目としてはないと思うんですけども、それをこういった手法をすとか、匿名すとか、実名でないといけないとかというのは、例えばこの第 14 条の（2）を作って、そこに具体的な手法の部分を含めて盛り込んでいくというイメージでしょうか。
事務局（政策課長）	そういう手法もありますし、また別途パブリックコメントの手続き条例というのがありまして、ここの基本条例を直したほうがいいのか、それともそれを反映して手続き条例のほうを直したらいいのか。 手続き条例の方は皆さんに当然関係はありませんが、こういうふうに落とし込めば、こちらで思いを受け取れますというようなご提示をさせていただければと思います。その内容によってこっちを直すか、こっちを直せばこういうふうに変わります、というようなご説明をさせていただければと思います。
村上委員	細かい部分なんですけれども、資料 3 の右側に「メモ」欄があるんですけども、5 ページ目の第 6 章の部分については、「意見」となっていますが。
事務局（政策課長）	記載誤りです。申し訳ありません。 せっかくですので、このやり方の説明もさせていただいてよろしいですか。
田村会長	はい。お願いします。
事務局（政策課長）	資料 3 の方で、もし気になることがあればメモしていただいて、私どもの方で、次 7 月に開催しようと思っていますが、その時にはですね、全文から半分ぐらいまで皆様方に説明をしながら、なるべくこう皆さんわかりやすいように進めていきたいなと思っています。 ただあの、目的とか、なかなかこう、いきなりぐっと変えるということが、想定しづらいものも当然この中にはありますので、そういったものについては、確認という形で進めさせていただいて、その中で私どものほうでこういうのが議論のポイントかなというところがもしあれば、そういったことを例示にしますし、当然、メモしていただければそのメモを、そのときに、ご意見として言っていただければなというように進めていきたいと思っていますので、なるべくわかりやすいように進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
田村会長	他にいかがでしょうか。

斉藤委員	資料 4 で美幌町議会に意見照会となっていました、これは、この第 7 章の議会の条文の規定を、私たち自治推進委員会のように、何かありますかという意見を議会に求めるものであって、ここは、私たちは関係なく、議会の方で見直してもらえということなのか。
事務局（政策課長）	議会のほうから回答いただいて、当然、皆様にこういうご意見がありましたということを見ていただいて、そこにもし何か議論することがあれば、当然、この自治推進委員会のほうで議論していただいても構いません。
斉藤委員	議会で直すんじゃなくて。
事務局（政策課長）	そうですね。議会からあくまで意見として伺いますので、あくまで自治推進委員会が、この諮問を受けておりますので。 当然、議会から来た意見について皆様から特に異論がなければあれですし、ないかもしれません。それは出てきてみてっていう結果になりますが、あくまで自治推進委員会が、まとめるというような形になります。
斉藤委員	議会とこの委員会と庁内で三つに分かれているが、あくまでも意見を求めて、ここで見直しを進めるということか。
事務局（政策課長）	おっしゃるとおりです。我々の庁内推進委員会というのは、こういう議論が進んでいく、こういうふうに答申を受けましたというのを、情報共有するための委員会というようなイメージで、持っていただければと思います。
田村会長	他に何かご意見やご質問はありませんか。
田村会長	この美幌町自治基本条例と同じようなものというのは各市町村であるものなのでしょうか。同じような仕組みで、国の法律として、各自治体で自治基本条例でも作って運営しなさい、というようになっているのではないのでしょうか。
事務局（政策課長）	具体的に、数をおさえてはいないですけども、美幌町は平成 23 年で施行していますけれども、ちょうどそのときに、各自治体のほうで一斉に話題になって、作り上げておりますので、イメージ的には全部と言われるかちょっとわからないですけども、一定程度こういったものを作っているという認識ではあります。
事務局（総務部長）	ちょっと補足ですが、日本全国でセコ町が初めて作ったんですよね。それで、こういったものを作ったほうがいいんじゃないかというのが全国的に広がって、今ちょっと見てみると、全国で約 400 ぐらいの自治体で、約 23%ぐらいの自治体を作っているというような状況になっているので、どこもかしこも作っているわけではないのかなというふうに思います。
田村会長	ちょっときりのない話になってしまうのですが、他の自治体でいい取り組みとか、い

	い条例があれば、それを参考にして真似するのが、ひとつの手なのかなというのも思っていました。
事務局（総務部長）	意見聴取の方向だとか、パブコメのような方向だとか、他の自治体で何かいいことやっているようなのがあれば、ちょっとその辺、事務局の方で情報も集めてみたいと思います。
田村会長	他は何か、いかがでしょうか。
斉藤委員	前回いろいろ皆さんホームページですとか広報なかなか見ないというのが意見ありました。私もそうだったんですけど、今回４月号と５月号広報を読みました。結構町民向けとか行事のこととかいいこと書いてありますよね、今回はホームページも何か賞をもらいましたよね。
事務局（総務部長）	総務省の表彰ですね。
斉藤委員	家に帰った後この条例と伺った広報を一応見ておきました。見たんですけど、結果的に漢字が多すぎて、難しくて。読むだけ読みました。
事務局（総務部長）	もうちょっとわかりやすくなった方がいいですね。
田村会長	よろしいでしょうか。 では、議題の最後、その他ということで事務局から何かございますか。
事務局（政策課長）	先ほど、スケジュールをお伝えしましたが、今年は５回ということで去年よりも回数が多くなりますので、お忙しいところではありますが貴重なご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 今、ご意見いただきましたけれども、他の好事例とかそういったものをなるべく多く集めて、皆様の議論がより深まるように資料も作成して、基本的には事前送付させていただきたいなというふうに思っておりますので、また忙しい中大変申し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。
田村会長	委員の皆様からその他なにかございませんか。 なければこれで本日の会議を終了したいと思います。 次回は７月頃とのことなのでよろしくお願いいたします。 皆様お疲れ様でした。 終了